

調達管理番号：20a00104

国名：ラオス

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ

案件名：ラオス国クリーン農業開発プロジェクト（土壌管理（有機土壌））

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：土壌管理（有機土壌）
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年7月上旬から2020年9月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.2M/M、現地 1.5M/M、合計 1.7 M/M
- (3) 業務日数：国内準備 2日、現地業務 45日、国内整理 2日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年5月25日（月）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	土壌管理に係る各種業務。なお、有機土壌作りに係る各種業務の経験を有することが望ましい。
対象国／類似地域	ラオス国／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ラオスでは、労働人口の7割以上が農業に従事しており、農村地域の雇用を支える重要な産業である。近年、ラオス政府は食の安全性を向上させるためクリーン農産物<sup>1</sup>の生産を推進しており、周辺国に比べ農薬や化学肥料の投入が少ないラオス農業の強みを活かした取り組みを強化している。しかし、市場が求める品質を確保し、かつ、消費者の信頼に応えるクリーン農産物を安定的に生産できる生産者は未だに限定的であり、また、生産者がクリーン農産物を販売するための市場開拓や販路拡大も進んでないのが現状である。

このため、2017年11月から「ラオス国クリーン農業開発プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を開始し、ラオス17県のうち4県（ビエンチャン市、ルアンパバン県、サイヤブリ県及びシェンクアン県）をパイロット県として選定し、クリーン農産物の生産や品質管理等の技術向上に向けた支援を実施するとともに、中央・県・郡の農林省職員が生産者と購買者の仲介役として、生産現場やフードバリューチェーン（FVC）の整備を含めたマーケティング指導ができるよう、技術指導・体制強化への支援を実施している。更に、流通業者や購買者にクリーン農業の価値を広く理解してもらい、需要を喚起するための啓発活動を支援している。これにより、クリーン農産物の生産・供給の拡大と、市場ニーズへの対応や販路拡大を図ることを目指している。

一方で、カウンターパート機関としているラオス農林省農業局、同クリーン農業基準センター、各パイロット県農林局（PAFO）農業課、郡農林事務所（DAFO）（以下、「C/P」）は、本案件の中心課題である「土づくり」に関して十分な知見・技術を有していない背景から、有機生産者グループに対して有機農業推進のための「土づくり」の基礎的な理論と実践的な技術が十分に普及できていない状況である。このような状況から、本業務従事者は有機農業における土づくりに関して、C/P及び農業生産者のリーダーに対して、基礎的知識及び実践的な技術の習得への指導が期待される。

## 7. 業務の内容

本案件は、3年目を迎え、2020年度はパイロット県における生産者グループによる有機野菜の生産・供給の拡大及び市場・需要者ニーズに対応した販路拡大を図るための取組みに注力する。

このような状況からプロジェクトの中心課題である有機農業を実践するためには、

<sup>1</sup>ラオスの農業政策の中でクリーン農業は、①有機農業（Organic Agriculture: OA）、②農業生産工程管理（Good Agriculture Practice: GAP）、③化学農薬を使用しない農業（Non-chemical Agriculture）、④伝統的農業（Traditional Agriculture）の4つのモジュールから構成される。

現地にて入手可能な原材料による「土づくり」を確立することが基本且つ重要な要素となることから、本分野における幅広い知見と実践経験に基づく知識・技術について C/P 含め、対象県の有機農業生産者グループに対し指導・助言する。

また、本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人専門家チーム（短期専門家含む）と協議・調整しつつ、担当分野に係る活動を行う。

具体的な業務内容は、以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2020年7月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書やプロジェクト資料、他ドナー報告書、ラオス政府作成の関連報告書を参照し、予定されている土壌管理（有機農業）に係る課題についての資料整理を行う。
- ② 上記①で整理した資料に基づき、現地業務工程表（案）を含むワークプラン案（英文）を作成し、JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所及び日本人専門家チームと協議を行う。

(2) 現地業務期間（2020年7月上旬～2020年8月中旬）

- ① 上記（1）②で作成したワークプラン案に基づき、日本人専門家チーム及び C/P 機関とパイロット4県の生産者グループを訪問し、土づくりの現状を詳細に把握し、現地派遣期間中の業務方針・業務工程等について打合せる。
- ② 上記（2）①を踏まえ、日本人専門家チーム及び C/P 機関と打合せの上、有機農業における土壌物理性・化学性・生物性の改善のための土づくりの理論に関する研修等の企画・実施を行う（各パイロット県1回程度を予定）。
- ③ 上記①及び②の活動を踏まえ、日本人専門家チーム及び C/P 機関と打合せの上、パイロット4県毎の自然状況を考慮し、現地で入手可能な原材料を利用するとともに、生産コスト軽減に留意しつつ、堆肥、ぼかし肥料等に関する適用可能な技術オプションを作成しつつ、同オプションの優先度の高い技術について普及員及び農家向けの実技指導（技術普及）の企画・実施を行う（各パイロット県1回程度を予定）。
- ④ 上記の①から③の活動を踏まえ、既存の普及マニュアル/ガイドライン等の検証を行い、日本人専門家チーム及び C/P 機関と打合せの上、改善・改訂が必要な場合は、そのための素案を取り纏める。
- ⑤ 現地業務終了に際し、日本人専門家チーム、C/P 機関及び JICA ラオス事務所に現地業務結果を報告の上、③の活動を通じて作成された提言を含む現地業務結果報告書（英文）を提出する。

(3) 国内整理期間（2020年8月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を農村開発部に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン

英文3部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関へ各1部）

(2) 現地業務結果報告書

英文3部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関へ各1部）

### (3) 専門家業務完了報告書

和文2部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所へ各1部）  
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)）を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本発バンコク経由ビエンチャン往復を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は、上記「7. 業務の内容記載の派遣期間」の通りです。

#### ② 現地での業務体制

本プロジェクトチームの業務体制は、以下の通りです。

ア) チーフアドバイザー／（JICA直営長期専門家）

イ) 農学（JICA直営長期専門家）

ウ) 業務調整／広報（JICA直営長期専門家）

#### ③ 便宜供与内容

本プロジェクトチームによる便宜供与事項は、以下の通りです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり（原則として、プロジェクト車を利用）

エ) 通訳傭上：プロジェクトにおいて必要に応じて手配

オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジしますが、一部は当該専門家自身が行う場合もあります。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペースの提供あり。

#### ④ 公用旅券の手配支援

本案件の派遣期間は30日を超えるため、公用旅券での渡航となります。必要書類をご準備頂くようお願い致します。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr\\_voyage\\_20191227.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_20191227.pdf)

（参照：国別渡航情報一覧（2019年12月27日））

### (2) 参考資料

#### ① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・ 「クリーン農業開発プロジェクト事業事前評価表」

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_1600278\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1600278_1_s.pdf)

・ ラオス開発援助研究会の報告書（第6章 ラオスにおける有機農業の現状、

課題と対応)

[https://www.jica.go.jp/laos/office/information/report/ku57pq00002ua457-att/chapter\\_06.pdf](https://www.jica.go.jp/laos/office/information/report/ku57pq00002ua457-att/chapter_06.pdf)

- ② 本業務に関する以下の資料を当機構経済開発部農業・農村開発第一グループ (TEL:03-5226-8425) にて配布します。

・ 専門家業務完了報告書及びプロジェクトの参考資料

- ③ 本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (outm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① ラオス国の種子輸入に係る法令が未整備のため、日本からの種子の持ち込みは不可とします。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やラオス政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定致します。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上